

第446回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

1 日 時 令和7年8月19日(火) 17時10分～18時30分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 4名
労働者代表委員 4名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 山口県最低賃金の改正について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 山口県最低賃金の改正について、専門部会で議決された専門部会報告書の内容が伝達され、労働者側委員から「専門部会報告を尊重する」との意見、使用者側委員から「専門部会報告の内容は受け入れがたい」との意見が述べられたのち、採決を行った結果、賛成多数(公益賛成3、欠席1、労側賛成4、欠席1、使側反対3、欠席2)により、専門部会報告のとおり「時間額1,043円、効力発生日は令和7年10月16日とする」ことで結審し、会長から労働局長に答申された。
- (2) 事務局より、本日、山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の公示を行い、異議申出がされた場合、9月4日開催の審議会において異議申出に関する審議等を行う旨説明した。